

議案第四十一号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年三月二十三日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「町民課」を「町民課  
健康対策課」に改める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。